

山崎 勲君 ボックスに協力
阿部 勝子君 山上様、卓話宜しく申し上げます。

米山ボックス

今井 克義君 米山に
山本 賢君 米山奨学に共感を「子ども達の夢をかたちに」「分かちあいの心」はロータリーのスローガンであります。

卓 話

山上茂夫会員

「雑感」



今日は先程まで何を話してよいか決めていませんでしたが、相続のお話を少しして、後は私の生き方を振り返ってみたいと思います。

- (1) 相続は先ず相続人を特定する事です。相続人と思われる人を消去法で絞り込んでから特定します。例えば隠し子がないかなどです。法律上の婚姻関係にない人との間に生まれた子供は非嫡出子と云い、相続分は認知されていても嫡出の半分です。相続される人は普段隠し子の事は話していないでしょうから、相続の時に初めて知ったりして大変です。
- (2) それから遺言書などの有無について調査します。銀行で貸金庫などに遺言書が入っていると相続人全員の印で見せて貰えますが自分が相続人代表として受け取って見たら、自分は相続分が少なかったり、貰えなかったら嫌ですね！そんな事もあります。民法で妻が婚姻中に懐胎した子や離婚成立後300日以内に生まれた子は、家庭裁判所へ申し立てをして嫡出を認められます。相続財産は遺産の範囲で相続する限定相続と単純相続があり、相続は通常マイナス部分は相続しない

と云う訳には行きませんが、借金など多い時は相続財産の範囲で相続するというのが限定相続です。この場合は相続人全員で3ヶ月以内に裁判所へ申し出が必要です。また先程の嫡出でない子も認知された後でも二人が婚姻すれば法律上の嫡出と云うことになります。

- (3) 遺産の確認をする。動産、不動産、預金、証券など評価する。
- (4) 遺産の処理方法の検討。分割協議書の作成。
- (5) 準確定申告の手続き。被相続人のその年の確定申告をする。(4ヶ月以内)

(3)、(4)、(5)は卓話では省略しました。次に年金の事について話しますが、年金の受給資格がある人が65歳になった時に受給を延伸した場合、繰り下げ月数によって割増額0.7%が加算され、年8.4%、最大5年で42%まで加算された年金が死ぬまで貰えます。

自分で自分の寿命を決めないで、先の先まで生きる事を考えてください。

昨日は建国記念日でしたが以前は紀元節と云って日本は建国2600年とか云ってましたがそれより、古い歴史が西暦でありました。そして儒教中心の体制でした。

私たちは戦争中の教育で「七生報国」7度生まれ変わって国の為に報ゆるという教育を受けて来ました。孔子、孟子の教育です。論語は(古論語)(魯論語)(斉論語)があり、孔子の死後弟子の曾子や有子達が記したと云われています。その後、孔子の孫の子思(しし)

が孟子に伝えました。曾子は「大学」を書し、子思は「中庸」を書きましたが、今の論語は孔子の自宅の壁から出てきたものと云われています。その中で「友なる者は其の徳を友とするなり」「年50にして49年の非を知る」などとあって、私も76歳になりますが75歳までの非を悟れと思いを新たにしています。

私の時代は軍国教育で、論語が日本に伝わったのは百済の王仁（ワニ）という博士からですが、古事記は応神天皇の和銅5年（西暦712年）で論語はそれより427年前の西暦285年で世界的な古典です。

歴代天皇も神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝霊、孝元、開化、崇神、垂仁、景行、

成務、仲哀、応神、仁徳、履中、反正、允恭・・・・・・と現在まで全部唱えさせられました。

兎も角、私たちは自分を省みながら生きるべきだと思います。論語の中でも人は1人で生きるのではない。友とするのは地位、貴賤ではなくその人の徳を友としなさい。と云っています。

ロータリーの中では1人1人が多くの経験や人生の智恵や徳を持っています。それぞれの良いところを吸収して自分を高めていきたいと思っています。雑ばくなお話でしたがこの辺で終わります。



会員の声

大きな悩み事

丸山達夫

私は若い頃に独り身になりまして、その後家庭を持つてからは、家内にも常々我が家のお寺やお墓はどうする心算？と言われておりまして、なかなか頭が痛いです。そもそも我が家で一番最初にご厄介になるのは私でしょうから決して疎かにして何も考えていない訳ではないのです。よく真剣に考える程、どうしてよいか分からぬのであります。

例えば自分自身が死んだ当事者になったとして、私なりに考えてみますと、つまり私がかこの世から追い出され、六文なり、六円なり払って彼岸のあの世へ着いたとします。するとですね、あの世では昔から縁戚ご一同様眷属御一同様が全員おられる筈で、これはもう挨拶だけでも大変で、それに私の父は行年27歳、母は42歳で亡くなっていますから70、80